

自転車等、電動キックボード（特定小型原付、原付）の整理

○電動アシスト自転車

- ・人がペダルを踏みこむ力をモーターの力で補っている。
（踏み込む力1に対して最大2倍の力でアシスト）
- ・モーターの力を利用しての速度は時速24kmまでとなっており、それ以上のスピードではアシストしない。
- ・道路交通法上、普通の自転車と同じ扱いになる。

○E-Bike

主にロードバイク、クロスバイク、マウンテンバイクなどに分類され、スポーツサイクル用に開発されたドライヴユニットを搭載している野が特徴。一般の電動アシスト自転車と比べ、スポーツ走行が可能。

○電動自転車

- ・ペダルを踏む必要がなく、バイクと同じ操作方法で走行可能。
- ・電動自転車は簡単に言うところ「電動バイク」のようなもの。
- ・公道を走行する際には原付免許が必要。保険やナンバー登録、安全装置の装着義務

○電動キックボード

2022年4月20日に衆議院で道路交通法改正案が可決され、これにより今までは原動機付き自転車（以後、原付）として区分されていた電動キックボードが新区分である特定小型原動機付き自転車（以後、特定小型原付）に入ることになった。（但し、定義有り）
改正道交法のうち特定小型原付に関しては、2年以内（2024年5月）までに施行される。

改正前	自転車	原付
改正後	自転車	特定小型原付
		（新設）

○特定小型原付の定義

（運転免許不要、16才以上、ヘルメット着用任意、自転車レーン走行可）

- ①電動である。
- ②最高速度20km/h以下に制限されている。（歩道走行時は6km/h以下）
- ③長さ190cm×幅60cm以内である。（自転車並み）
- ④特定小型原付に必要な保安部品が装着されている。

性能上の最高速度が原動機付自転車などと同程度の電動キックボードについては、引き続き、原動機付自転車等に区分。
原付として利用する場合、免許・ヘルメット等は必須。